

IFRS industry insights : 鉱山セクター

新しい収益基準である IFRS 第 15 号は、収益と利益の認識に影響し得る

要点

- 新基準は、現行のガイダンスよりも詳細で規範的であり、新たな複雑性をもたらしており、一部の鉱山セクターの企業にとって**収益および利益の認識**が変更となる可能性がある。具体的には、鉱山セクターの企業は、以下について考慮することが必要である。
 - 新たな「支配」モデルが収益認識タイミングを変更するかどうか。FOB および CIF での販売については財の船積時の認識が継続されると予想されるが、鉱石の販売と金属の買戻しを伴う一定の**溶錬・精錬契約**における収益認識が、販売および買戻し契約に関する新たなガイダンスにより変更となるかどうかについては、検討が必要である
 - 財の支配が最終的な引渡しの前に移転する場合、輸送に係る収益を別個に会計処理する必要があるかどうか
 - 価格決定メカニズムに**変動対価**が含まれる場合の新ガイダンスの影響。後述のとおり、**仮価格販売**の会計処理が変更になるかどうかは依然として明確ではない
 - **ロイヤルティ資金調達契約 (royalty funding arrangements)**を含む、協力者または共同事業者との契約が新基準の範囲に含まれる程度
 - **貨幣の時間価値**の影響について収益を調整すべきか
 - **棚卸資産の交換**の適切な会計処理
- 新基準は、収益に関連するかなり拡充された**開示**を要求しており、企業は、情報収集のための**適切なプロセス**が整っているかを確認することが必要である。

何が起こったか

国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と題する新基準 (以下、「新基準」) を公表した。新基準は、顧客との契約から生じる収益の会計処理に関する単一の包括的なモデルを示しており、IFRS の複数の基準書や解釈指針によって構成されている現行の収益認識のガイダンスを置き換えるものである。コア原則は、企業は、企業が財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる金額で測定される、財またはサービスの移転を反映するように収益を認識するというものである。

新基準は、2018 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用され、早期適用は認められる。企業は、適用初年度に、本基準を遡及適用するか、または修正アプローチを使用するかを選択することが可能である。IFRS と USGAAP は、収益認識について、ほとんど完全にコンバージェンスされており、主な差異は、期中開示および適用のタイミングに関するものである。企業は、新基準の潜在的な影響を開示する要求事項について、適用前に慎重に検討する必要がある。これは、規制当局が主要な焦点とする分野である。

鉱山セクターに対する影響

以下では、新基準によってもたらされる主要な影響のうち、鉱山セクターの企業の関心が特に高いと考えられる分野をハイライトしている。さらに多くの複雑性が存在していることは言うまでもなく、後述のとおり、デロイトは、それらの論点をさらに詳しく検討するさらなるガイダンスを作成している。

従前の基準書が、収益認識の方針と実務を構築し適用するにあたって、かなりの判断の余地を認めていたのに対して、IFRS 第 15 号は、鉱山セクターに関係のある多くの分野において、より規範的なものとなっている。また、収益認識時点の決定に関して新しい概念も導入されている。

最も重要な変更は何か

新たな支配モデルは収益認識のタイミングに影響するか

IAS 第 18 号では、財の販売からの収益の認識のタイミングは、主にリスクおよび経済価値の移転に基づいていた。一方で、IFRS 第 15 号は、財に対する支配がいつ顧客に移転するかに注目している。2つのモデルにおける移転のタイミングが一致する場合も多いが、このようなアプローチの違いは、一部の企業に、収益認識のタイミン

グの変更をもたらす可能性がある。企業は、委託在庫の処理に変更が生じるのかどうか、また船積契約が影響を受けるのかどうかについて検討する必要がある。

鉱山セクターにおける販売契約は、一般的にインコタームズ (INCO terms) を参照し、本船渡し条件 (FOB) および運賃保険料込み条件 (CIF) が最も一般的な条件である。FOB による販売では、所有権は財が船の手すりを超えた時点で移転し、顧客は運賃および保険料に責任を負う。同様に、CIF による販売でも、所有権は財が船の手すりを超えた時点で移転するが、売主は、運賃および保険料を顧客のために顧客を名義人として手配し、保険請求の際には顧客が請求を行う。

IAS 第 18 号では、収益は、FOB および CIF の両方の契約について、重要なリスクおよび経済価値のその時点での移転を反映して、一般的に財の船積時に認識される。この収益認識時点は、一般的に、一定の期間において売主が価格リスクを負う仮価格の精鉱の販売にも適用される。一方で、一定の販売契約においては、財が目的地で受領されるまで、所有権が留保され、売主が輸送中の輸送および保険リスクを保持する。そのため、これらの契約の収益は、一般的に、目的地の港に到着した時点で認識される。

「リスクおよび経済価値」アプローチから「支配」アプローチへの変更が、上述の分析を変更することは見込まれていないが、海上貿易市場で財を再販売する能力や、輸送中の財の目的地を変更するために契約を変更する能力については、支配を基礎とした分析が重要となる側面である。いずれの能力についても、輸送中の財の支配を保持しているため、企業の収益認識は遅れることとなる。

企業が、CIF 契約について財の船積時の収益認識が適切であると結論付ける場合には、その金額が重要であれば、取引価格の一部を別個の「輸送および保険」サービスに配分し、当該要素に対する収益をサービスが提供された時点、または提供されるにつれて、後の時点で認識することが必要となる可能性がある。

執筆時点では、FASB は、輸送サービスを履行コストとして（すなわち、繰延収益ではなく、コストの引当）会計処理することを認めるように米国基準を修正することを暫定決定している。IASB は同様の便法を提案していない。

対価が変動するまたは不確実な収益はいつ認識すべきか、また仮価格販売にどのように影響するか

鉱山セクターの販売契約には、顧客への輸送から何ヶ月も後になってから価格が最終化する、重大な変動要素が含まれる場合がある。変動対価については、不確実性が解消したときに、認識された収益の金額の重要な戻入れが生じない可能性が非常に高い (highly probable) 場合にのみ取引価格に算入されるとする、新しい特別な要求事項がある。しかし、現段階では、この新しい要求事項と金融商品における IFRS の要求事項との意図されている相互関係が明確ではない。

出荷時点は価格は仮決定されており、将来の特定日（あるいは将来の特定の期間）における実勢指標価格に基づいて、後から価格修正が行われる仮価格販売の観点で、不確実な収益の例が生じる。

現在は、仮価格の特性は、通常、金融商品 (IAS 第 39 号) の会計処理における適切なガイダンスに従って、「組込デリバティブ」として会計処理される。そのため、未決済の契約は、通常、そのコモディティのフォワード・カーブを使用して、公正価値測定される。結果として、現在は、最終的に請求される金額が低くなる合理的な可能性がある場合でも、収益は、出荷時に制限のない金額で認識される。この方法は、鉱山セクターの企業により理解されており、仮価格の公正価値の利得・損失が重要である場合、一般的に、財務諸表において詳細な開示が行われる。

しかし、IASB は、近頃、新しい金融商品ガイダンス (IFRS 第 9 号) を公表した。当該ガイダンスは、組込デリバティブへのアプローチの一部を変更している。

鉱山セクターの企業の観点からは、販売後のコモディティ価格の変動が、現行の会計ガイダンスにおいて認識された収益を戻入れるリスクを考慮すれば、新しい変動対価のガイダンスの適用には、戻入れが生じない可能性が非常に高い金額の見積りが要求される。これは、明らかに企業毎の主観的な見積りであり、財務諸表利用者にとっては、理解しづらいアプローチである可能性がある。さらに、多くの鉱山セクター企業は、価格の事後変動を自然に相殺する経済的ヘッジを有しており、変動対価のガイダンスの適用が要求される場合には、このような企業は、経済的には存在しない価格変動を反映させないようにするために、正式にヘッジ指定を行う必要がある。

我々は、これらの論点について IASB のスタッフと議論しており、IFRS 第 9 号と IFRS 第 15 号との間の意図した相互関係についての明確化を期待している。そのため、IASB における進展を、引き続き注視すべきである。

トーリング契約 (tolling arrangements) においては、いつ支配が移転し、収益認識が行われるか

トーリング契約は、様々な形態をとり、複雑となり得る。例えば、

- 委託精錬業者／溶錬業者への財の移転の商業条件の実態が、鉱山企業からの販売である可能性がある。
- 場合によっては、鉱山企業は、料金が支払われる委託加工の間は財に対する所有権を保持し、最終製品が最終顧客に移転された時点でのみ、収益を認識する。（このような種類の契約は、時として、所有権が留保される正式なトーリング契約、または加工が完了した時点で買戻される販売として、構築される場合がある）
- 他の場合では、委託精錬業者／溶錬業者は加工時点で自動的に製品を購入するため、収益がしばしばその時点で認識される。

支配アプローチの導入により、一部の企業における収益認識は変更される可能性がある。具体的には、IFRS 第 15 号は、買戻し契約の会計処理に関する新しいガイダンスを含んでいる。これには、財が、他の資産の一部として買戻される場合、および供給した財と実質的に同じ財が買戻される場合が含まれる。

IFRS 第 15 号は、現金以外の対価の会計処理方法に関するガイダ

ンスも含んでいる。受託精錬業者は、典型的には、単価を請求することにより経済的利益を得るが、通常は、契約上の閾値を超える金属の回収を保持し、また、副産物も対価を支払わずに保持する。IFRS 第 15 号においては、このような現金以外の対価について、売上と原価に対して価値を配分する必要がある可能性がある。多くの場合において、真の価値は加工が終了しないと分からない。

ロイヤルティおよび取引量の資金調達を含む提携契約は、新収益基準の範囲に含まれるか

鉱山セクターにおいては、2 つの別の企業がそれぞれの資源を組み合わせ、鉱山を共同で運営することが珍しくない。このような共同運営が、共同支配企業または共同支配事業の形式である場合、これらは、引き続き IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」により規定される。他の取決めについては、鉱山または将来の産出量に対する経済的持分は、ロイヤルティまたは金属のストリーミング契約 (metal streaming agreement) により売却される。これには様々な形式があるが、一般的には、将来の生産量の一定割合と交換に (ストリーミングとして知られている)、または、収益または利益の一定割合と交換に、あるいは、価格が固定またはインデックスに関連付けられている将来の販売に対する前払として、資金の前受が行われる。

鉱山セクターの企業は、ストリーミング契約におけるロイヤルティの受取者、投資者、購入者が企業の顧客であるかを評価し、当該企業との取引が新基準の範囲に含まれるのかを判断しなければならない。新基準は、本論点に関して新しい具体的なガイダンスを導入しており、従前は収益取引とみなされていなかった契約の一部が新基準の範囲に含まれる結果となる可能性がある。従前に収益取引として取り扱われていた契約の一部が、新基準の範囲外になる可能性もあり、そのような場合には、企業は、それでも新基準を類推適用することが適切であるかどうかを検討する必要がある。

現在は、特定の事実および状況により、ロイヤルティ契約またはストリーミング契約は、将来に提供する財に対する前受 (すなわち、繰延収益)、既存の資産の部分的な処分 (すなわち、有形固定資産または無形資産の減額)、または IFRS 第 9 号において会計処理される金融負債 (IFRS 第 9 号を適用していない企業は、IAS 第 39 号) として会計処理される可能性がある。IFRS 第 15 号の導入により、企業は、現行のアプローチの変更が必要となるかどうかを評価する必要がある。後述のとおり、採用する会計処理が、収益および利益の認識、および潜在的に財務費用に重要な影響を与える可能性がある。

貨幣の時間価値の影響について収益を調整すべきか

IFRS 第 15 号は、融資契約 (financing arrangements) および貨幣の時間価値の影響について、新しいより詳細なガイダンスを導入している。鉱山セクター企業による販売には、顧客からのキャッシュインフローの時期が収益の認識時期と一致しない融資契約を含む可能性がある。新基準においては、財務要素は、重大性がある場合には、収益とは別個に会計処理される。これは前受金にも未収金にも適用されるが、財またはサービスの移転と支払との間の期間が

1 年以内の場合は例外となる。

例えば、上述のロイヤルティおよび金属のストリーミングの状況において、顧客から当初受取る金額が、将来供給する財の前受となる場合、最終的な財の移転時に認識する収益には財務要素を加算し、前受に関する財務費用を認識する必要があるかどうかを検討する必要がある。

棚卸資産の交換は、新基準の範囲に含まれるか

現行の収益ガイダンスは、同様の性質および価値をもつ財またはサービスを、明示的に範囲除外している。新基準は、わずかに異なるアプローチを採用しており、交換の相手方ではない、顧客または潜在的顧客への販売を容易にするための、同業他社との非貨幣性の交換を範囲から除いている。鉱山セクターの企業は、例えば混合取引 (blending transaction) の一部として、他の企業と棚卸資産を交換することがある。このような企業は、この非貨幣性交換の相手方が、同業他社とみなされるべきかどうか、および、範囲に関する異なる要求事項が現行の実務を変更するのかどうかを検討する必要がある。例えば、範囲除外は、「同様の性質および価値をもつ」財に制限されなくなったため、契約先が同業他社であり、交換の目的が顧客への販売を容易にするものである場合、同様ではない財の交換が、もはや収益認識をもたらさない。上述のとおり、財の買戻しに関する新しいガイダンスに留意することも重要である。

企業への影響

収益および利益の認識のタイミングは、新基準によって重大な影響を受ける可能性がある

新しいルールの適用は、収益や、場合によってはコストの認識において重要な変更をもたらす可能性がある。これは、財務報告のみの問題ではない。企業は、新基準の影響について市場への影響に備え、アナリストの理解を得ることに加えて、より広範囲な影響について考慮しなければならない。特に、以下について考慮が必要となる可能性がある。

- **重要な経営指標 (key performance indicators) および他の主要な指標の変更**
- **税金支払のプロフィールの変更**
- **分配のための利益の利用可能性**
- **報酬およびボーナス制度に関連して、目標が達成されるタイミングや目標が達成される可能性への影響**
- **コベナンツへの抵触の可能性**

新基準に対応するために現行の会計プロセスの変更が要求される可能性がある

上述のとおり、IFRS 第 15 号は、より概念的なアプローチに基づく新しい要求事項を導入している。鉱山セクターにおける、このアプローチの適用と、新基準によって要求される詳細な開示の作成の複

雑性のため、現行の会計プロセスの修正が求められる可能性がある。企業は、必要となるプロセスの修正を開発し実行するための十分な時間が確保されていることを確認しなければならない。

他に何が変更されるのか

上述の主要な変更に加えて、新基準は、収益の報告に関する多くの分野について詳細なガイダンスを導入しており、企業は、収益に関する会計方針に変更が必要となる程度を評価するにあたり、それ

らのガイダンスのすべてを考慮したことを確認することが必要である。

IFRS 第 15 号の影響に関するより詳細な情報は、IAS Plus (www.iasplus.com) にて、デロイトの IFRS in Focus で提供されている。さらなる業種別の公表物についても IAS Plus より入手可能である。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited